

令和3年（2021年）7月6日

仕様書の訂正について（お知らせ）

令和3年7月2日付でホームページに掲出いたしました「小田原市スポーツ施設管理運営業務仕様書」の記載内容の一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正をさせていただきます。

また、令和3年7月6日付で訂正した内容の仕様書に差し替えさせていただきましたので御確認をお願いいたします。

記

<訂正箇所1> P8 (2) 業務内容 ア 施設管理業務

正	誤
(ヒ) 建築設備点検（建築基準法第12条第3項）に関する事（年1回）。	(ヒ) 昇降機を除く建築設計点検（建築基準法第12条第3項）に関する事（年1回）。

<訂正箇所2> P12 (2) 業務内容 ア 施設管理業務

正	誤
(ハ) 昇降機を除く建築設備点検（建築基準法第12条第3項）に関する事（年1回）。	(ハ) 建築設計点検（建築基準法第12条第3項）に関する事（年1回）。

<訂正箇所3> P14 (2) 業務内容 ア 施設管理業務

正	誤
(ヒ) 昇降機を除く建築設備点検（建築基準法第12条第3項）に関する事（年1回）。	(ヒ) 建築設計点検（建築基準法第12条第3項）に関する事（年1回）。

<訂正箇所4> P20 別紙【市と指定管理者との業務区分】

正				誤			
【市と指定管理者との業務区分】				【市と指定管理者との業務区分】			
業務の種類	小田原市	指定管理者		業務の種類	小田原市	指定管理者	
施設の維持管理	施設設備管理 (建物・設備・付属器具等の維持管理)		○	施設設備管理 (建物・設備・付属器具等の維持管理)		○	
	建物周辺及び敷地等管理 (樹木・草地・駐車場の整備・維持管理等)		○	建物周辺及び敷地等管理 (樹木・草地・駐車場の整備・維持管理等)		○	
	安全衛生管理、清掃 (便所清掃、施設清掃、ごみ処分等)		○	安全衛生管理、清掃 (便所清掃、施設清掃、ごみ処分等)		○	
	施設・設備の保守点検・法定点検		○	施設・設備の保守点検・法定点検		○	
	巡回点検 (建物・植栽・設備・付属器具等)		○	巡回点検 (建物・植栽・設備・付属器具等)		○	
	施設の現状への修繕及び改修		○	施設の現状への修繕及び改修		○	
	施設・設備の計画的更新	○		施設・設備の計画的更新			○
施設の管理運営	巡回警ら (パトロール、救護等)		○	巡回警ら (パトロール、救護等)		○	
	利用指導 (施設案内、利用者指導、苦情対応等)		○	利用指導 (施設案内、利用者指導、苦情対応等)		○	
	利用調整 (行政・種目協会の年間事業調整等)	△ (行政事業)	○	利用調整 (行政・種目協会の年間事業調整等)	○	△ (行政事業)	
	利用促進 (利用促進活動、広報活動等)	△ (市広報)	○	利用促進 (利用促進活動、広報活動等)	○	△ (市広報)	
警備保安	施設の施設及び開錠を含む		○	警備保安	施設の施設及び開錠を含む		○
物品管理	維持修繕を含む		○	物品管理	維持修繕を含む		○
災害時対応	待機連絡体制確保 (被害調査・報告、応急措置)		○	待機連絡体制確保 (被害調査・報告、応急措置)		○	
	本格復旧		○	本格復旧			○
法的管理	施設管理許可、占用許可 (行為許可、利用の禁止)		○	施設管理許可、占用許可 (行為許可、利用の禁止)			○
	施設の利用受付・料金収納・減免		○	施設の利用受付・料金収納・減免		○	
包括的管理責任	管理取組を除く		○	包括的管理責任	管理取組を除く		○

<訂正箇所5> P21 【市と指定管理者のリスク分担】

正				誤			
【市と指定管理者とのリスク分担】				【市と指定管理者とのリスク分担】			
種類	内容	負担者		種類	内容	負担者	
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○	金利変動	金利の変動に伴う経費の増	
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者の要望・苦情・訴訟への対応 上記以外		○	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者への対応 上記以外		○	
法令の変更	施設管理又は運営に影響を及ぼす法令変更		○	法令の変更	施設管理又は運営に影響を及ぼす法令変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○	
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更		○	税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更		○
	一般的な税制変更		○	一般的な税制変更		○	
行政的理由による事業変更	行政的理由から、施設管理及び運営業務の継続に支障が生じた場合並びに業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事項による増加経費負担		○	行政的理由による事業変更	行政的理由から、施設管理及び運営業務の継続に支障が生じた場合並びに業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事項による増加経費負担		○
不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災を除く火災、争乱、暴動その他通常の管理業務を尽くしてもその発生を回避できず、かつ市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象。ただし、軽微な破壊等によるものや自然損耗を含めない。)に伴う施設及び設備の修復による経費の増加並びに事業履行不能		○	不可抗力	不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落雷、火災を除く火災、争乱、暴動その他通常の管理業務を尽くしてもその発生を回避できず、かつ市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象。ただし、軽微な破壊等によるものや自然損耗を含めない。)に伴う施設及び設備の修復による経費の増加並びに事業履行不能		○
書類の誤り	募集要項・仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの		○	書類の誤り	募集要項・仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○		事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○

以上